

非常事態宣の発令

1 ノボア大統領は、大統領令第 353 号にて、組織犯罪の拡大により、国家統制が通常手段では対応できない状態として、ピチンチャ県、グアヤス県、マナビ県、サンタ・エレナ県、ロス・リオス県、エル・オロ県、エスメラルダス県、サント・ドミンゴ県、スクンビオス県、コトパクシ県のラ・マナ市、ポリバル県のラス・ナベス市およびエチエアンディア市、カニャル県ラ・トロンカル市を対象とした、非常事態宣を発令しました。

2 対象地域は次のとおりです。

- (1)ピチンチャ県
- (2)グアヤス県
- (3)マナビ県
- (4)サンタ・エレナ県
- (5)ロス・リオス県
- (6)エル・オロ県
- (7)エスメラルダス県
- (8)サント・ドミンゴ県
- (9)スクンビオス県
- (10)コトパクシ県のラ・マナ市
- (11)ポリバル県のラス・ナベス市、エチエアンディア市
- (12)カニャル県ラ・トロンカル市

3 発令期間

60 日間(2026 年6月 1 日までの予定)

4 在留邦人の皆様及び旅行されている皆様におかれましては、同地域への不要不急な外出を控え、治安情勢に関する最新情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう身の安全確保にご留意いただけるようお願いいたします。

【 参 考 】 大 統 領 令 第 353 号
https://minka.presidencia.gob.ec/portal/usuarios_externos.jsf